

訂正

合計金額に誤りがありました。

12/6 15:00

提供日 2022/12/06  
タイトル 不動産取得税（市町評価分）の課税誤り  
担当 経営管理部 財務局税務課  
連絡先 税務課  
TEL 054-221-2850



Shizuoka Prefecture

(要旨)

- 令和4年7月、下田財務事務所において、納税者から照会があり、市町からの評価額通知のうち、取得後5年以上経過した家屋(本来対象外)に課税するなど、32件の課税誤りがあったことが判明した。
- 全財務事務所を調査した結果、4事務所・8件、合計40件の誤りが確認され、納税者に謝罪と説明を行った上で、課税の取消し又は減額を行い、差額を還付する。
- 全財務事務所、課税マニュアルの点検や見直しを行うとともに、事務所内のチェック体制の強化や研修の充実により、再発防止を図る。

(概要)

1 課税誤りの状況(詳細は、別表のとおり)

区 分	件数(納税者数)	税 額 (還付額)
課税無効 (取得後5年以上経過した家屋に課税)	27件(17者)	10,231,400円 (3,430,200円)
課税額の誤り (建築物価の変動率補正を行わず課税)	13件(13者)	274,200円 (99,500円)
合 計	40件(28者)	10,505,600円 (3,529,700円)

※納税者数は、区分間で重複あり

2 発生原因

- 市町から評価額の通知を受けた家屋に関して、取得から5年経過したもの(除外対象)を含むなど、課税要件に基づくチェックが不十分であった。
- 決裁時に、家屋の取得年が明確でない等、事務所内のチェック体制が不十分であった。

3 再発防止策

- 全財務事務所、課税マニュアルを点検するとともに、事務所間での共有、必要な見直しや研修の充実を図る。
- 市町からの通知に含まれる過年度の建築家屋について、決裁時に、一覧表を添付し、管理者も含めた複数人でのチェックを強化する。

<参考:不動産取得税>

不動産(土地・家屋)を建築、売買、贈与などで取得した場合に課税される県税。

家屋を建築した場合は、評価者は規模等により県(大規模非木造家屋など)と市町(一般住宅など)で分担している。

<別表>事務所内訳

区 分		件数 (納税者数)	税 額 (還付額)
下田財務事務所	課税無効	24件 (14者)	10,056,700円 (3,255,500円)
	課税額の誤り	8件 (8者)	256,300円 (98,800円)
沼津財務事務所	課税無効	-	-
	課税額の誤り	1件 (1者)	2,400円 (0円)
静岡財務事務所	課税無効	-	-
	課税額の誤り	2件 (2者)	2,300円 (700円)
磐田財務事務所	課税無効	-	-
	課税額の誤り	2件 (2者)	13,200円 (0円)
浜松財務事務所	課税無効	3件 (3者)	174,700円 (174,700円)
	課税額の誤り	-	-
計	課税無効	27件 (17者)	10,231,400円 (3,430,200円)
	課税額の誤り	13件 (13者)	274,200円 (99,500円)